

令和6年度の時間外労働の上限規制適用まで残り2年を切っていることを鑑み、令和4年度以降は、本協議会において以下の事項に重点的に取り組む

令和4年度以降の取り組み(案)

(1) 各種制度の先行取り組み事業者の情報収集及び展開

- ・ 前回の協議会において、課題の整理だけで協議会が前に進んでいないとの意見があった
- ・ 前に進めるための取り組みとして、ホワイト物流・標準的な運賃・働きやすい職場認証制度等の好事例を広く情報収集及び展開し、取り組みの促進により環境整備を図る

具体的な取り組み

- ① 自主的な取り組みを促すための情報収集・情報発信に向けた体制の構築
→ 荷主団体向けにより効果的な発信(例:トラック協会・運輸支局・労働局の連名)働き方改革に関する予算の活用促進等
- ② 各種制度の先行取り組み事業者に対する情報収集
→ 各種制度における好事例等の収集(アンケート・ヒヤリング等)
- ③ 各種制度の周知・好事例の情報展開
→ 協議会メンバーが持つ発信媒体の活用、荷主向けセミナーの開催等

令和4年度以降の取り組み(案)

(2) 物流の重要性等の啓発活動

- ・ 荷主、消費者に物流の重要性について広くPRを行い、業界の機運の醸成を図る
- ・ 物流の重要性にかかる社会的な風潮を醸成し、事業者の自主的な取り組みを促すとともに、「ホワイト物流」推進運動等について関係機関と協働した取り組みを行う

具体的な取り組み

- ① 一般の利用者へ広く啓発していくための方策の検討・実施
→ PR動画等の活用、関係機関・自治体等と連携した啓発活動（例：広報紙の活用）
- ② 大学生等の若い世代との連携による取り組み
→ 物流現場の体験見学による啓発・物流業界への提言を求める等
- ③ 「時間外労働の上限規制」等の周知
→ 品目別部会の勉強会、労働時間等説明会等の開催
協議会メンバーと連携した各種施策の周知・発信
- ④ 「ホワイト物流」推進運動への賛同呼びかけ
→ 社会的風潮を醸成し、賛同効果の見える化を行う
求職メリットに繋がる等、他企業との差別化への活用を期待

今後のスケジュールについて

2022年度	2023年度	2024年度	K P I
<p>各種制度の先行取り組み 事業者の情報収集及び展開</p>	<p>令和5年4月 月60時間超の時間外割増</p> <p>先行取り組み事業者に対する情報収集</p> <p>↓</p> <p>各種制度の周知・好事例の情報展開</p> <p>↓</p> <p>荷主・運送事業者を対象とした セミナー等による周知</p>	<p>自動車運転者への時間外労働の上限規制の適用開始</p>	<p>【目標】 運送事業者、荷主が双方連携による業務効率化を進め、協議会はそのための環境整備を行う</p> <p>【進捗の指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎「ホワイト物流」推進運動 <ul style="list-style-type: none"> ・自主行動宣言賛同企業数 ◎働きやすい職場認証制度 <ul style="list-style-type: none"> ・認証取得事業者数 ◎運賃・料金（標準的な運賃） <ul style="list-style-type: none"> ・運賃水準
<p>物流の重要性等の 啓発活動</p>	<p>荷主、消費者への物流の重要性等の啓発、 「時間外労働の上限規制」等の周知活動</p> <p>「ホワイト物流」推進運動への賛同呼びかけ</p> <p>荷主・トラック事業者に対する定点調査等によりKPIの変化を確認・検証</p>		

補足資料（「具体的な取り組み」の進め方）

1. 各種制度の先行取り組み事業者の情報収集及び展開

- ◎ホホワイト物流・働きやすい職場認証制度・標準的な運賃の好事例を広く収集・展開する
- ◎先行取り組み事業者に対して情報収集を行う（アンケート・ヒアリング等）
- ◎各種制度の好事例を発信（各メンバーの発信媒体の活用、荷主向けセミナー等）

●情報収集（イメージ）

（1）ホホワイト物流

- ・物流改善に向けた好事例の収集（荷主メリットに繋がるもの）
 - =収集方法=
 - ・国土交通省が実施する賛同企業へのアンケート調査の活用
 - ・賛同企業へのヒアリング
 - ・過去の実証実験のフォローアップ（荷主ヒアリング）
 - =収集情報=
 - ・賛同による効果
 - ・宣言項目の取組状況
 - ・その他物流の改善に向けた取り組み、2024年への対応

（2）働きやすい職場認証制度

- ・職場環境改善の好事例の収集（求職メリット、荷主向け取組のPRに繋がるもの）
 - =収集方法=
 - ・取得事業者へのヒアリング、アンケート調査
 - =収集情報=
 - ・認証による効果
 - ・職場環境改善の取組状況
 - ・人材確保

（3）標準的な運賃

- ・適正な運賃収受に向けた取組事例の収集（運賃交渉の成功事例等）
 - =収集方法=
 - ・トラック協会・会員からの事例収集
 - ・運賃セミナーの参加者
 - ・標準的な運賃、燃料サーチャージ設定者へのヒアリング
 - ・荷主ヒアリング

= 収集情報 = (i) 運送事業者

- ・ 運賃交渉の事例（事前準備、交渉方法、提示資料、工夫・成功要因等）
- ・ 昨今の状況（コロナ禍、燃料高騰等）による荷主の変化・状況
- ・ 2024 年に向けた対応、実態確認（標準的な運賃との乖離等）
- ・ 輸送品目ごとの状況
- ・ 運賃交渉におけるハードル

(ii) 荷主

- ・ 2024 年に向けた対応、物流への影響・懸念
- ・ 昨今の状況（コロナ禍、燃料高騰等）による変化
- ・ 運賃交渉の状況
- ・ 交渉時に必要な判断材料、運送事業者に求めるもの

● 情報発信（イメージ）

(1) 発信方法

- ・ 協議会メンバーの発信媒体の活用（メルマガ等）
- ・ 荷主向けセミナー等

(2) 発信内容

- ・ 各種制度の好事例
- ・ 物流の重要性、2024 年問題における物流への影響

(3) 収集した情報を活用した取り組みの深度化

- ・ 収集した情報を元に、今後の協議会の取り組みへの活用を検討する

2. 物流の重要性等の啓発活動

●主な取り組み状況（予定を含む）

（1）広く一般に向けた物流の重要性等の啓発活動

- ・トラックの日（10月9日）等を活用した取り組み【9月実施済】
（自治体への広報紙等の掲載依頼、Web やデジタルサイネージの活用）

（2）大学生等の若い世代との連携による取り組み

- ・物流現場の体験見学による啓発・物流業界への提言を求める等

（3）「時間外労働の上限規制」等の周知

- ・品目別部会の勉強会、労働時間等説明会等の開催

（4）「ホワイト物流」推進運動への賛同呼びかけ

- ①関係機関、経済団体に対して協議会メンバーと連携した周知活動【10月実施済】

依頼先（例） 中部経済産業局、東海農政局 等

- ②関係機関・自治体等と連携した周知活動【10月実施済】

- ③荷主団体・経済団体への要請活動

（5）標準的な運賃等の周知

- ・関係機関、経済団体に対して、協議会メンバーと連携した周知活動【11月予定】

依頼先（例） 中部経済産業局、東海農政局 等

内容案

- ①標準的な運賃の周知（燃料サーチャージ含む）
- ②PR動画
- ③改善基準告示の見直し周知（令和6年4月～）

- ・荷主・事業者に対するアンケート調査を実施（愛知県内の実態把握、情報収集等）

厚生労働省提出資料

第15回トラック輸送における取引環境・労働時間改善
中央協議会及び第14回トラック運送業の生産性向上協議会

厚生労働省 労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」 (改善基準告示)

- ▶ 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」 (改善基準告示) は、トラックなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間 (始業から終業までの時間 (休憩時間を含む))、休息期間 (勤務と勤務の間の自由な時間)、運転時間等の基準を、平成元年に大臣告示として制定。

制定の経緯

労働時間等の改善を定めた局長通達の策定 (昭和42年)

- ・長時間労働、交通事故の増加
- ・路面運送における労働時間及び休息期間に関するILO条約の採択 (昭和54年)

拘束時間、休息期間等の基準を定めた局長通達の策定 (昭和54年)

中央労働基準審議会での関係労使の議論

通達を大臣告示とすることで労使が合意し、「改善基準告示」を策定 (平成元年)

(中身を伴う改正：平成9年改正が最後)

※制定以降、法定労働時間が段階的に短縮し、週40時間制へ移行するに伴い、内容の見直しが行われ現在に至っている。

主な内容

- 拘束時間【始業から終業までの時間(休憩時間含む)】：(1か月)トラック…293時間、バス…4週平均1週65時間、タクシー…299時間
(1日) トラック・バス・タクシー…原則1日13時間 (最大16時間)
- 休息期間【勤務と勤務の間の時間】：原則として継続8時間以上
- 運転時間：トラック…2日平均1日9時間 / 2週間平均1週44時間、バス…2日平均1日9時間 / 4週間平均1週40時間
- 連続運転時間：トラック・バス…4時間以内

※その他、分割休息期間、2人乗務、隔日勤務、フェリー乗船の場合の特例有り。

施行

労働基準監督署

関係労使の自主的改善努力と労働基準監督官の臨検監督等による指導
(令和3年 自動車運転者を使用する事業場への監督指導…3,770件 改善基準告示違反率…53.3%)

国土交通省との連携

- ① 監督署と地方運輸機関との合同による監督・監査
- ② それぞれの機関が把握した改善基準告示違反事案の相互通報


自動車運転者 改善基準 見直しの検討状況


- ▶ 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）は、自動車運転者について、その業務の特性を踏まえ、一律に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間等の基準を定めたもの。
- ▶ 自動車運転者については、働き方改革関連法により2024年4月から罰則付の時間外労働の上限規制（年960時間）が適用されること等から、労働政策審議会の下に「自動車運転者労働時間等専門委員会」を設置し、議論を進めてきた。


- 令和元年11月 : 労働条件分科会の下に、「自動車運転者労働時間等専門委員会」を設置

実態調査、疲労度調査、海外調査を実施

- 令和3年4月 : 専門委員会の下に、「業態別作業部会」を設置

 タクシー部会
計6回議論（令和3年度）

 バス部会
計6回議論（令和3年度）

 トラック部会

- 令和4年3月 : 専門委員会 中間とりまとめ（タクシー、バス）

- ・ 5/19（第5回）、6/14（第6回）、7/20（第7回）、8/18（第8回）、9/2（第9回）：作業部会開催
- ・ 9/8：第10回トラック作業部会（トラックとりまとめ）

- **令和4年9月27日** : **専門委員会 最終とりまとめ（ハイヤー・タクシー、トラック、バス）**

- **令和4年12月** : **改善基準告示 改正**

→ 改善基準告示改正後、労働基準監督署による荷主への「要請」、関係者への「周知」を速やかに実施

- **令和6年4月** : **年960時間の上限規制、改善基準告示 適用**

自動車運転者労働時間等専門委員会 委員名簿

令和4年1月4日時点

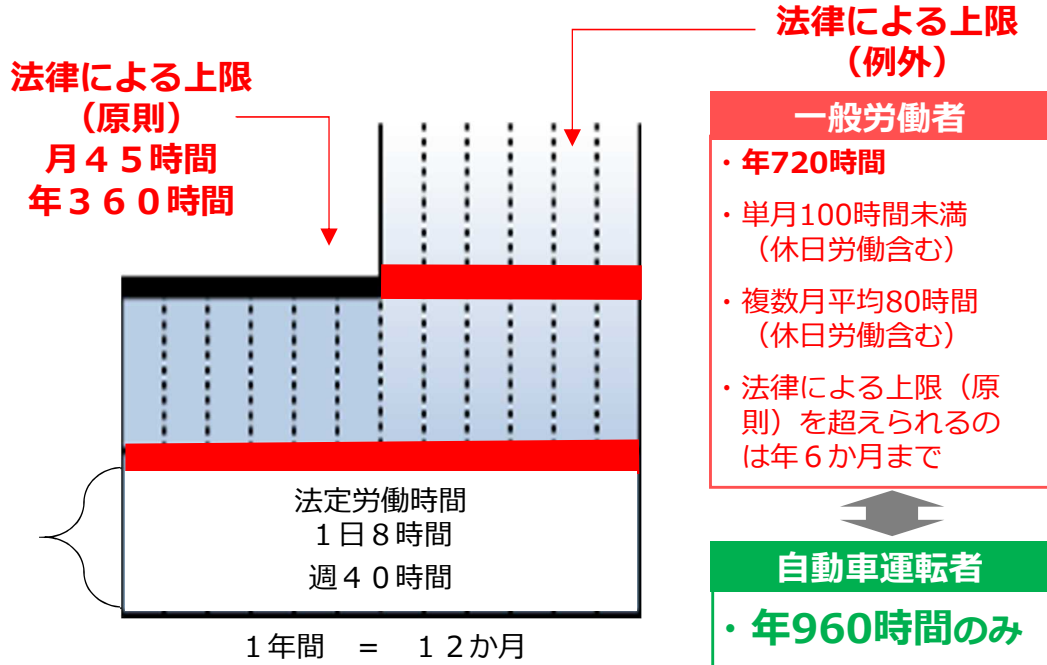
	ハイヤー・タクシー 作業部会	バス作業部会	トラック作業部会
公益 代表	両角 道代 ※ 慶應義塾大学 法務研究科教授	川田 琢之 ※ 筑波大学ビジネス系教授	藤村 博之 ※ 法政大学大学院 イノベーション・マネジメント研究科教授
	寺田 一薫 東京海洋大学大学院 海洋科学技術研究科教授	小田切 優子 東京医科大学公衆衛生学分野講師	首藤 若菜 立教大学経済学部教授
労働者 代表	久松 勇治 日本私鉄労働組合総連合会 社会保障対策局長	池之谷 潤 日本私鉄労働組合総連合会 中央副執行委員長	貫 正和 全国交通運輸労働組合総連合 トラック部会事務局長
	松永 次央 全国自動車交通労働組合連合会 書記長	鎌田 佳伸 全国交通運輸労働組合総連合 軌道・バス部会事務局長	世永 正伸 ※ 全日本運輸産業労働組合連合会 中央副執行委員長
使用者 代表	清水 始 西新井相互自動車株式会社 代表取締役社長	齋藤 隆 京成バス株式会社 取締役社長	加藤 憲治 日本通運株式会社取締役執行役員
	武居 利春 昭栄自動車株式会社 代表取締役	金井 応季 東武バスウエスト株式会社 取締役社長	馬渡 雅敏 松浦通運株式会社代表取締役

※ 労働条件分科会 委員

(参考) 自動車運転者の時間外労働の上限規制と拘束時間等

自動車運転者の時間外労働の上限規制について

- ▶ 自動車運転者の上限規制は、令和6年3月まで適用猶予。
- ▶ 令和6年4月以降も、時間外労働の上限は年960時間のみ。



【1ヶ月あたりの法定労働時間と休憩時間について】

1年間の法定労働時間：40時間×52週＝2,080時間
 1年間の休憩時間：1時間×5日×52週＝260時間
 (2,080時間＋260時間)÷12ヶ月＝195時間
 ※ この計算は、事業場ごとの所定労働時間や休憩時間の違いや、月の日数の違いを考慮していないため、あくまでも「目安」である。

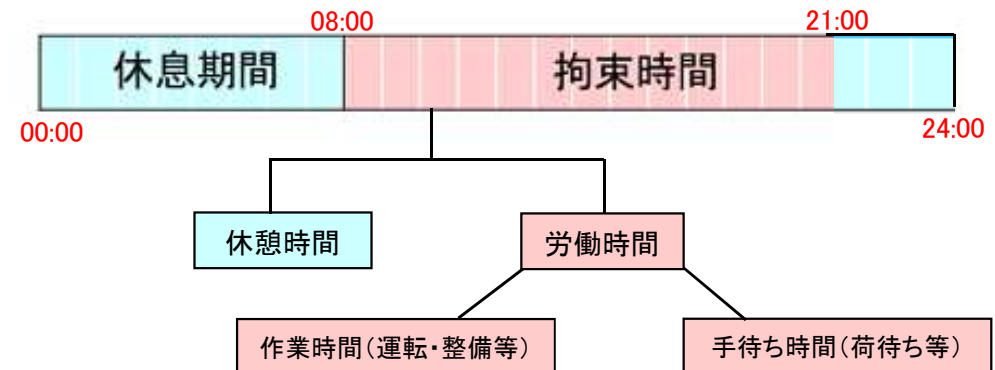
【年960時間の時間外労働を行う場合の拘束時間について】

2,080時間＋260時間＋960時間
 ＝3,300時間 (1年間の拘束時間)
 3,300時間÷12か月＝275時間 (1か月の拘束時間)

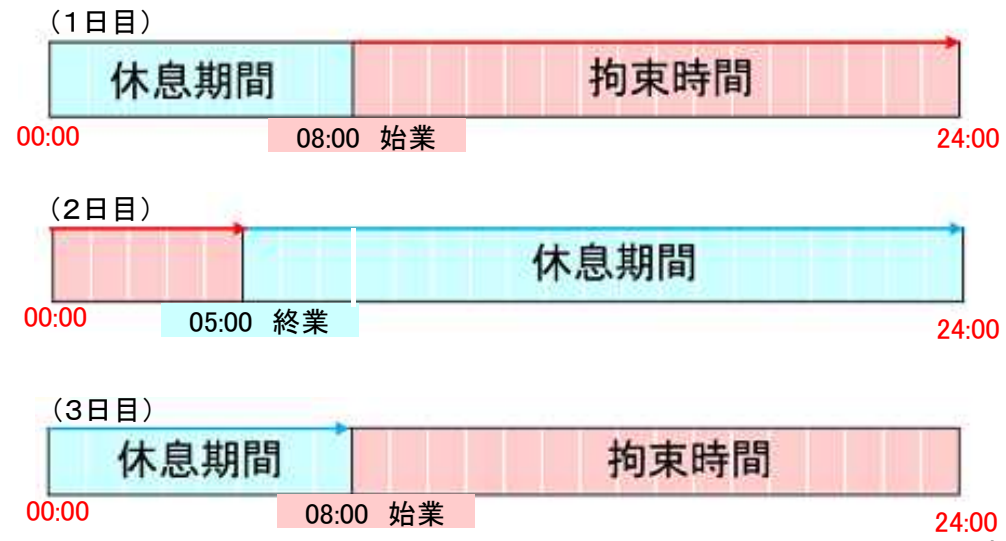
拘束時間と休憩期間について

【日勤勤務】

- ▶ 拘束時間とは、労働時間、休憩時間その他の使用者に拘束されている時間をいう。
- ▶ 休憩期間とは、使用者の拘束を受けない期間をいう。



【隔日勤務 (2暦日の勤務)】



自動車運転者労働時間等専門委員会報告（令和4年9月27日）の構成

1 ハイヤー・タクシーに係る改善基準告示の内容

（同委員会中間とりまとめ（令和4年4月27日労働条件分科会資料No.6）と同内容）

2 トラックに係る改善基準告示の内容

（P 6～P 14）

3 バスに係る改善基準告示の内容

（同委員会中間とりまとめ（令和4年4月27日労働条件分科会資料No.6）と同内容）

4 その他

（P 15～P 16）

1か月の拘束時間（トラック）

現行

- ▶ 拘束時間は、1か月について293時間を超えないものとする。

- ▶ ただし、労使協定により、年間6か月までは、年間の総拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において、1か月の拘束時間を320時間まで延長することができる。

案

【原則】

- ▶ 拘束時間は、年間の総拘束時間が3,300時間、かつ、1か月の拘束時間が284時間を超えないものとする。

【例外】

- ▶ ただし、労使協定により、年間6か月までは、年間の総拘束時間が3,400時間を超えない範囲内において、1か月の拘束時間を310時間まで延長することができるものとする。この場合において、1か月の拘束時間が284時間を超える月が3か月を超えて連続しないものとし、1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努めるものとする。

1日の拘束時間（トラック）

現行

- ▶ 1日（始業時刻から起算して24時間をいう。以下同じ。）についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、1日についての拘束時間の限度（以下「最大拘束時間」という。）は16時間とする。この場合において、1日についての拘束時間が15時間を超える回数は、1週間について2回以内とする。

案

【原則】

- ① 1日（始業時刻から起算して24時間をいう。以下同じ。）についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、1日についての拘束時間の限度（以下「最大拘束時間」という。）は15時間とする。

【例外】

- ② ただし、自動車運転者の1週間における運行がすべて長距離貨物運送であり、かつ、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合、当該1週間について2回に限り最大拘束時間を16時間とすることができる。
- ③ ①②の場合において、1日についての拘束時間が14時間を超える回数（※）をできるだけ少なくするよう努めるものとする。

（※）通達において、「1週間について2回以内」を目安として示すこととする。

1日の休息期間（トラック）

現行

- ▶ 勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与える。

案

【原則】

- ① 休息期間は、勤務終了後、継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回らないものとする。

【例外】

- ② ただし、自動車運転者の1週間における運行がすべて長距離貨物運送（※1）であり、かつ、一の運行（※2）における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合、当該1週間について2回に限り、継続8時間以上とすることができる。この場合において、一の運行終了後、継続12時間以上の休息期間を与えるものとする（※3）。

※1
一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送をいう。

※2
自動車運転者が所属する事業場を出発してから当該事業場に到着するまでをいう。

※3
一の運行における休息期間のいずれかが9時間を下回る場合には、当該一の運行終了後、継続12時間以上の休息期間を与えるものとする。

運転時間、連続運転時間（トラック）

現行

《運転時間》

- ▶ 運転時間は、2日を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり44時間を超えないものとする。

《連続運転時間》

- ▶ 連続運転時間（1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。）は、4時間を超えないものとする。

案

《運転時間》

- ▶ 現行どおり

《連続運転時間》

【原則】

- ▶ 連続運転時間(1回が概ね連続10分以上(※)で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。以下同じ。)は、4時間を超えないものとする。当該運転の中断は、原則休憩とする。

(※) 通達において、「概ね連続10分以上」とは、例えば、10分未満の運転の中断が3回以上連続しないこと等を示すこととする。

【例外】

- ▶ ただし、サービスエリア、パーキングエリア等に駐車又は停車できないことにより、やむを得ず連続運転時間が4時間を超える場合には、30分まで延長することができるものとする。

例外的な取扱い（トラック）

案

※ 新設

《予期し得ない事象に遭遇した場合》

- ▶ 事故、故障、災害等、通常予期し得ない事象に遭遇し、一定の遅延が生じた場合には、客観的な記録が認められる場合に限り、1日の拘束時間、運転時間（2日平均）、連続運転時間の規制の適用に当たっては、その対応に要した時間を除くことができることとする。
- ▶ 勤務終了後は、通常どおりの休息期間（※）を与えるものとする。
（※）休息期間は、勤務終了後、継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回らないものとする。

（具体的な事由）

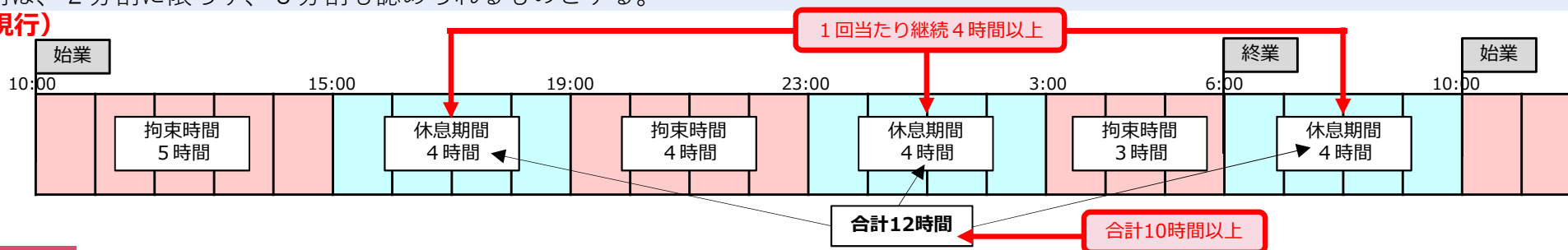
- ア 運転中に乗務している車両が予期せず故障した場合
- イ 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航した場合
- ウ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖された場合、道路が渋滞した場合
- エ 異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となった場合

拘束時間及び休息期間の特例①（分割休息）（トラック）

現行

- ▶ 業務の必要上、勤務終了後継続8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数の2分の1を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができるものとする。
- ▶ この場合において、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上でなければならないものとする。
- ▶ 一定期間は、原則として2週間から4週間程度とし、業務の必要上やむを得ない場合であっても2か月程度を限度とする。
- ▶ 分割は、2分割に限らず、3分割も認められるものとする。

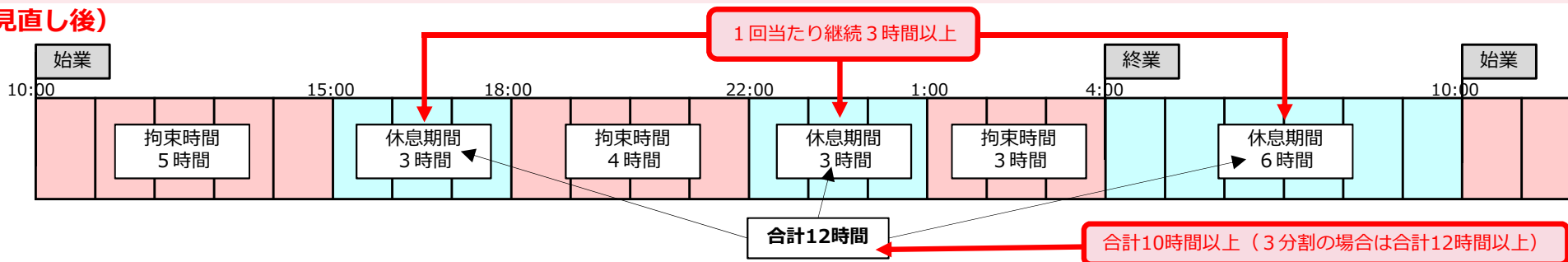
【例】（現行）



見直し後

- ▶ 業務の必要上、勤務終了後、継続9時間以上（※）の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数の2分の1を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができるものとする。
- （※）長距離貨物運送に従事する自動車運転者であって、1週間における運行がすべて長距離貨物運送であり、かつ、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合は継続8時間以上
- ▶ この場合において、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続3時間以上、合計10時間以上でなければならないものとする。
- ▶ なお、一定期間は、1か月程度を限度とする。
- ▶ 分割は、2分割に限らず、3分割も認められるが、3分割された休息期間は1日において合計12時間以上でなければならないものとする。
- ▶ この場合において、休息期間が3分割される日が連続しないよう努めるものとする。

【例】（見直し後）

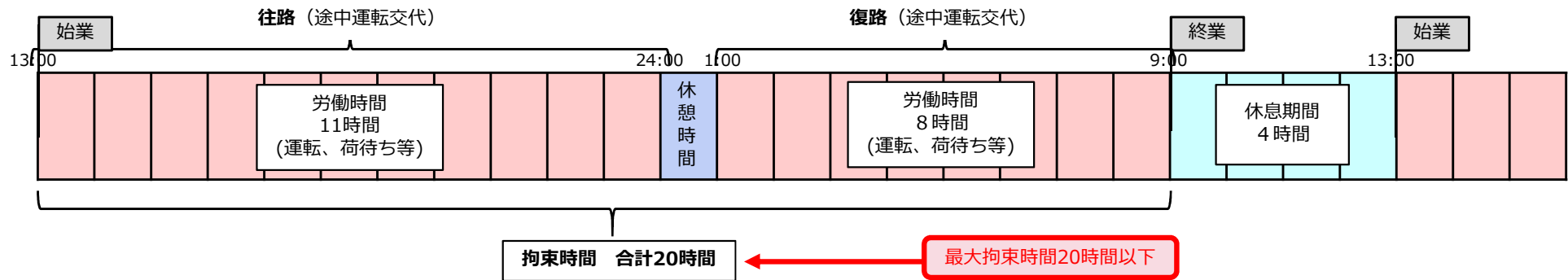


拘束時間及び休息期間の特例②（2人乗務）（トラック）

現行

- ▶ 自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合（車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限る。）においては、最大拘束時間を20時間まで延長することができる。また、休息期間は4時間まで短縮することができる。

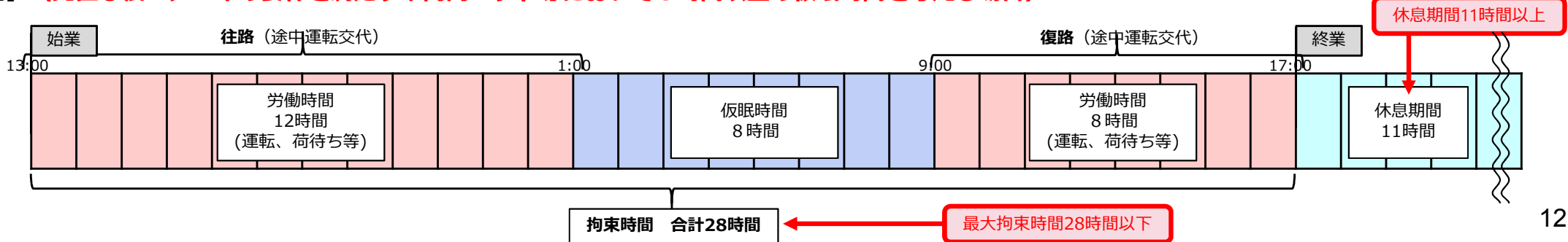
【例】（現行）



見直し後

- ▶ 現行どおり
- ▶ ただし、当該設備が次のいずれにも該当する車両内ベッド又はこれに準ずるもの（以下「車両内ベッド等」という。）であるときは、拘束時間を24時間まで延長することができる。
また、当該車両内ベッド等において8時間以上の仮眠時間を与える場合には、当該拘束時間を28時間まで延長することができる。
この場合において、一の運行終了後、継続11時間以上の休息期間を与えるものとする。
- ア 車両内ベッドは、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であること。
- イ 車両内ベッドは、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること。

【例】（見直し後：ア・イの要件を満たす車両内ベッド等において8時間以上の仮眠時間を与える場合）



拘束時間及び休息期間の特例③（隔日勤務）（トラック）

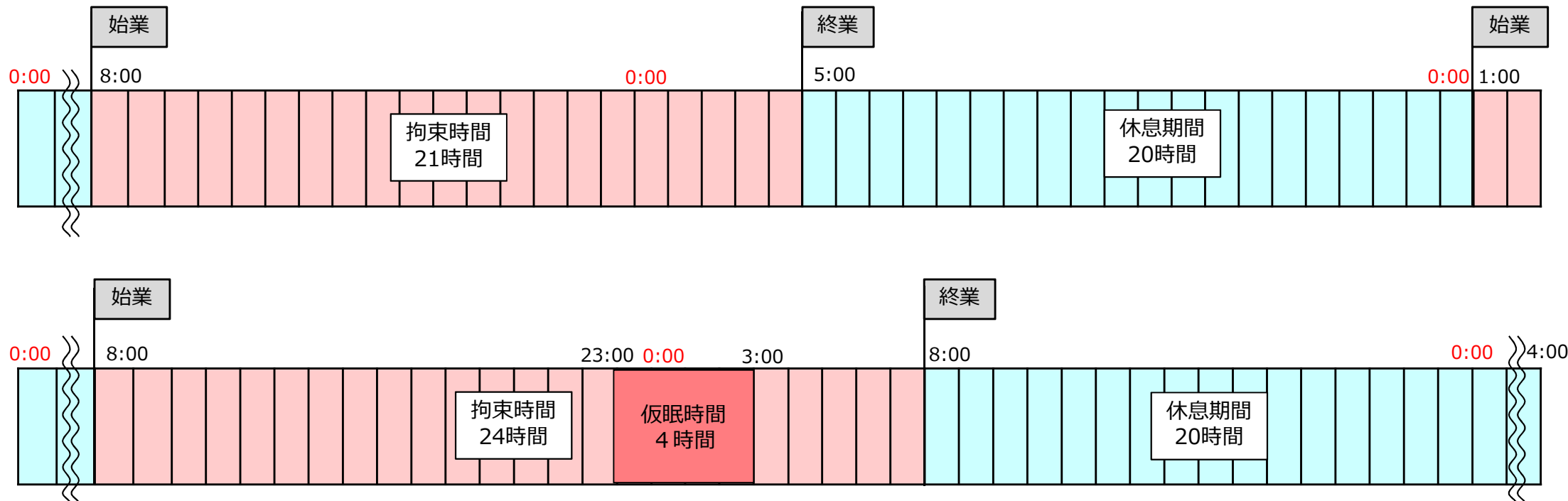
現行

- ▶ 2 暦日における拘束時間は、21 時間を超えてはならないものとする。
- ▶ ただし、事業場内仮眠施設又は使用者が確保した同種の施設において、夜間に4 時間以上の仮眠時間を与える場合には、2 週間について3 回を限度に、この2 暦日における拘束時間を24 時間まで延長することができるものとする。この場合においても、2 週間における総拘束時間は126 時間（21 時間×6 勤務）を超えることができないものとする。
- ▶ 勤務終了後、継続20 時間以上の休息期間を与えなければならないものとする。

見直し後

- ▶ 現行どおり

【例】



拘束時間及び休息期間の特例④（フェリー）（トラック）

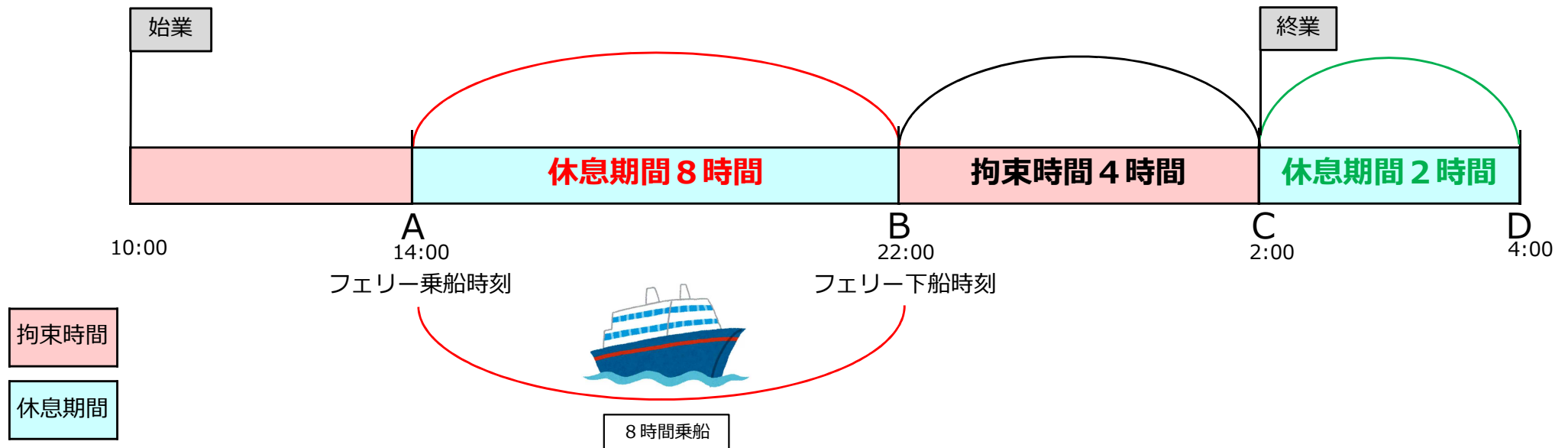
現行

- ▶ フェリー乗船時間は、原則として、休息期間として取り扱うものとする。
- ▶ 与えるべき休息期間の時間から、フェリー乗船中の休息期間について減ずることができる。
ただし、減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならないものとする（※1）。
（※1）2人乗務の場合を除く
なお、フェリー乗船時間が8時間（※2）を超える場合には、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始されるものとする。
（※2）2人乗務の場合には4時間、隔日勤務の場合には20時間

見直し後

- ▶ 現行どおり

【例】



見直し内容の周知、運用状況の把握等について

【自動車運転者労働時間等専門委員会報告（令和4年9月27日）「4 その他」を基に作成】

（1）荷主等の関係者に対する周知について

- 改善基準告示の改正に当たっては、荷主、元請運送事業者、貸切バス利用者等の発注者、貨物自動車利用運送事業者等に、関係省庁と連携し、幅広く周知することが適当。
- 道路貨物運送事業は過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種であること等を踏まえ、改正後、速やかに、発着荷主等に対し、長時間の荷待ちを発生させないこと等について、労働基準監督署による「要請」を実施するとともに、把握した情報を国土交通省に対して提供することが適当。

（2）自家用自動車（いわゆる「白ナンバー」）及び個人事業主等について

- 改善基準告示は、運送を業とするか否かを問わず、「自動車運転者」を労働者として使用する全事業に適用されることから、自家用自動車の「自動車運転者」や使用者に対しても周知することが適当。
- 道路運送法等に基づき、運送事業者は、国土交通大臣が告示で定める基準に従い、運転者の勤務時間等を定める等の必要があり、その基準として、改善基準告示が引用されている。当該規定は、個人事業主等にも適用されることから、国土交通省と連携し、個人事業主等に対しても周知されるようにすることが適当。

（3）運用状況の把握等

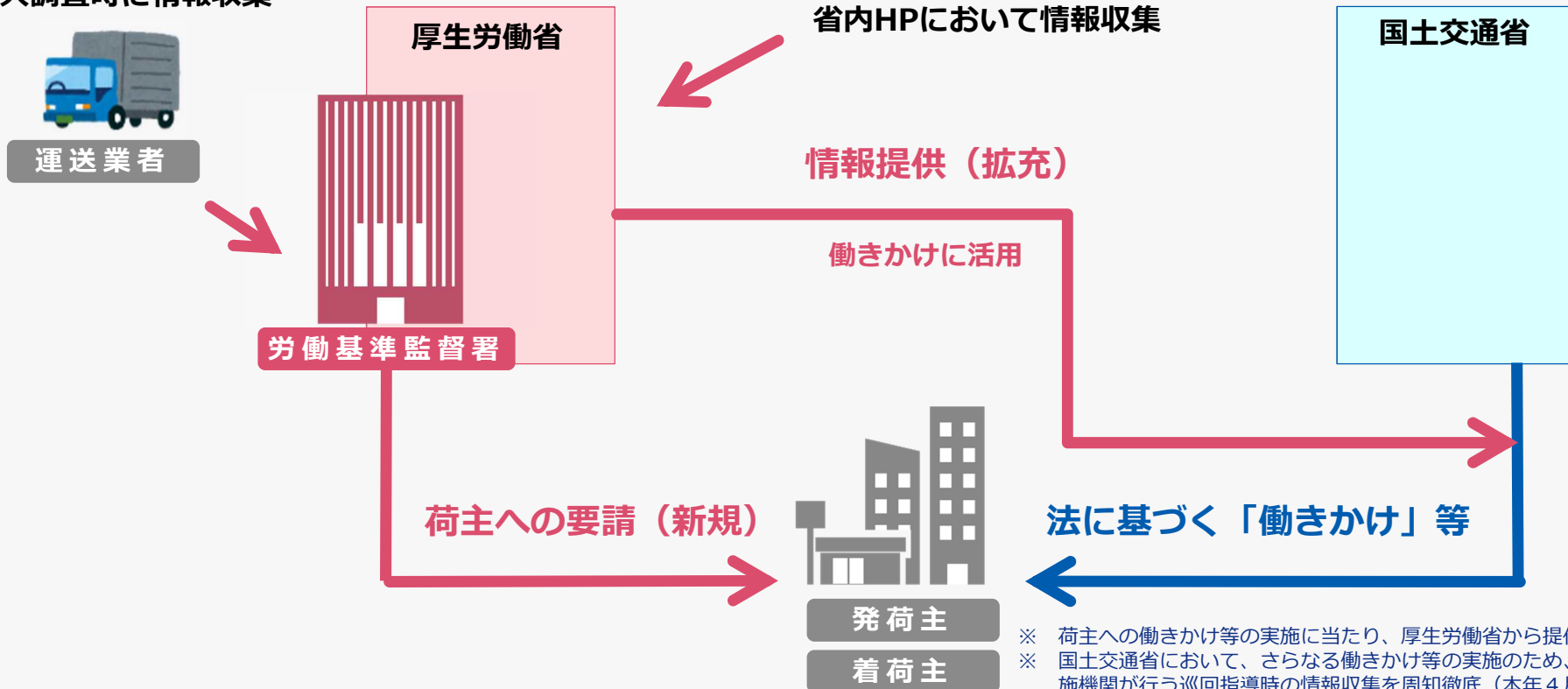
- 働き方改革関連法の参議院厚生労働委員会附帯決議（平成30年6月28日）において、一般則の適用に向けた検討を行うに当たっては、一般則の全ての規定を直ちに全面的に適用することが困難な場合であっても、一部の規定又は一部の事業・業務についてだけでも先行的に適用することを含め検討することが求められている。
- 加えて、ハイヤー・タクシー、トラック、バス各作業部会において、今後の検討課題として次の事項が指摘。
 - ・ 実態調査等は、多様な勤務実態等を踏まえた内容とするため、調査対象の属性を分類した上で実施すべき
 - ・ 脳・心臓疾患による労災支給決定事案についても、属性を分類し、要因等について検討を行うべき
 - ・ 長時間の荷待ちが改善基準告示の遵守に与える影響、行政による荷主対策の実施状況、商慣行の改善状況（荷待ち時間の変化等）についても併せて把握し、検討を行うべき
- これらのことを踏まえ、令和6年4月以降の上限規制及び改正後の改善基準告示の適用後の運用状況を把握することとし、これらの適用後3年を目途に、そのための実態調査の設計等を含め、見直しに向けた検討を開始することが適当。

労働基準監督署による荷主への要請について（トラック）

労働基準監督署による要請（新規）

- ▶ **荷主企業に対し、労働基準監督署から配慮を要請**
(要請の内容) 長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努めること。
運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知すること。
- ▶ 対象企業選定にあたり、**省内HPや立入調査時に収集した情報**を活用 ⇒ **国土交通省にも情報提供**

立入調査時に情報収集



※ 荷主への働きかけ等の実施に当たり、厚生労働省から提供された情報も活用
※ 国土交通省において、さらなる働きかけ等の実施のため、地方適正化事業実施機関が行う巡回指導時の情報収集を周知徹底（本年4月措置済）

荷主と運送事業者のためのトラック運転者の長時間労働改善特別相談センター (トラック相談センター)

- トラック運転者の労働時間削減に向けた労務管理・取引環境改善のため、荷主や運送事業者からの相談に特化した相談窓口を設置(令和4年8月1日～)。
- 運送業での知見や経験のある社労士等が相談やコンサルティングを行う。

トラック運送事業者

- ・ 来年4月からの中小企業の月60時間超の割増賃金率施行への対応ができていない。
- ・ 改正後の改善基準告示にも適応できるように、労務管理を見直したい。
- ・ 荷待ち時間の改善のため、荷役方法の分析がしたい。また、分析を踏まえて荷主と交渉したいが不安がある。



相談・交渉

(発着・元請け) 荷主

トラック運転者の自社における作業効率化が求められているが、何をしたらいいかわからない。

労務管理上ネックとなる運転者の
労務管理の課題について相談

助言・訪問コンサルティング等

荷主の協力が必要な作業環境改善について相談

助言・交渉等への同席等



トラック運転者の長時間労働の
原因となる課題について相談

助言・訪問コンサルティング等

トラック相談センター

【相談窓口】

運送業での知見や経験のある社労士が、電話やメールで**事業者及び荷主**からの相談を受け付ける。

【コンサルティング（労務管理改善）】

トラック運転者の労務管理について直接的な支援を求める**事業者**に対して、労務管理コンサルタントが改善提案を行う。

【コンサルティング（取引環境改善）】 (運送事業者)

荷主の協力等を求める**事業者**に対して、物流コンサルタントが改善提案や、必要に応じて荷主企業への訪問等を行う。

(荷主)

運送事業者のトラック運転者が長時間労働になっている原因となる課題の改善に取り組むにあたり直接的な支援を求める**荷主**に対して、物流コンサルタントが改善提案を行う。

訪問支援への対応事例（トラック相談センター）

開設2か月間(9月末時点)で76件の相談を受付、さらに希望に応じ訪問支援も実施中。

運送事業者 A 社 労務管理の基本

【相談】 運転者の長時間労働の改善が必要なのは理解しているが、どこから手をつければいいのか分からない

【対応】 長距離運転者の月間総拘束時間を短縮するため、フェリーの活用、長距離と地場の組み合わせ勤務による拘束時間の平準化、荷待ち時間の短縮などに取り組むことが必要である旨等をアドバイス。

運送事業者 B 社 令和 6 年に向けた対応

【相談】 改正後の改善基準告示や時間外労働の上限規制に対応するべくグループ会社全体の基本的な方針を作成している。今後の取り組みについて含め客観的な視点でのアドバイスが欲しい。

【対応】 改正後の改善基準告示の方向性や時間外労働の上限規制の制度概要などを説明。デジタコのデータチェックのポイントや社内規定等の整備の仕方等についてもアドバイス。

荷主企業 C 社 工場内の荷待ち時間削減

【相談】 工場での荷待ち時間の削減に取り組もうとしているが、取組案に対する客観的なアドバイス等が欲しい。

【対応】 取組案に対してアドバイスを実施。また、C社の取組案が短期的な視点のものであったため、改善における長期的な視点として、商品オーダーや配送リードタイムなど全体での見直しが必要であること等をアドバイス。

⇒ 今後、短期的な改善案について、現地に訪問し具体的なアドバイスを実施予定。

(参考)トラック相談センター リーフレット

トラック運送事業者のみなさまへ



発着荷主のみなさまへ

トラック運転者の長時間労働改善 特別相談センター

トラック運転者の長時間労働の改善に向けて、労務管理上の改善、荷主と運送事業者の協力による作業環境の改善等を図るためのご相談を無料でお受けします。

ドライバーの時間外労働の上限規制、何から手を付けたいの？

荷主の立場でできる改善は？



ドライバーの運転時間に限度があったの？

荷待ち時間の削減を、どう進めればいいのか？

こんな困りごとなど、
ご相談ください！

トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター

ご相談は専用 Web サイトの問合せフォームかフリーダイヤルから
ご利用時間：9：00～17：00、休日：土日祝、12/29～1/3

東日本 0120-763-420 ・ 西日本 0120-625-109

相談
無料

厚生労働省 令和4年度自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業
お問合せ 受託者：株式会社労働調査会 東京都豊島区北大塚2-4-5 調査会ビル TEL. 03-3915-7221



ご相談方法は……



ご相談方法①

**ポータルサイト
相談専用ページから**



役立つサポート情報も！

ご相談方法②

フリーダイヤル
東日本 0120-763-420
通話料無料！ 西日本 0120-625-109

※ご利用時間：9～17時（12～13時は休憩）
休日：土日祝、12/29～1/3

もっと詳しく相談したい！

**オンライン
相談**

**オンラインによる
ご相談**

詳しくご相談を職場からお気軽に！

**コンサルタントの
訪問**



労務管理・物流改善の
専門家がお伺いします！

トラック運転者の長時間労働の改善に向けた情報は下記専用ポータルサイトへ

トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト



トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト
<https://driver-roudou-jikan.mhiw.go.jp/>

トラックポータル

ポータルサイトでは、こんな情報を掲載しています

「仕事を知ってみよう 簡単自己診断」
問題点・解決施策・メリットを確認できる荷主の皆さまとトラック運送事業者の皆さまに向けた自己診断ツール

「サッと解決 よろず相談」
トラック運転者の労働時間改善に向けた FAQ 集

「情報いろいろ宝箱」
トラック運転者の長時間労働を是正するための動画教材や、取組事例、改訂ハンドブック、ガイドラインなど様々なツール集

「統計からみるトラック運転者の仕事」「動画・写真で見るトラック運転者の仕事」「トラック運転者の生の声」
さまざまな角度から、トラック運転者の仕事について、取りまとめた資料集

トラック運送
事業者の
みなさまへ



発着荷主の
みなさまへ

トラック運転者の長時間労働改善 特別相談センター

トラック運転者の長時間労働の改善に向けて、労務管理上の改善、荷主と運送事業者の協力による作業環境の改善等を図るためのご相談を無料でお受けします。

ドライバーの時間外労働の上限規制、何から手を付けたらいいの？

荷主の立場でできる改善は？

ドライバーの運転時間に限度があったの？

荷待ち時間の削減を、どう進めればいいのか？

こんな困りごとなど、
ご相談ください！

トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター

ご相談は専用 Web サイトの問合せフォームかフリーダイヤルから
ご利用時間：9：00～17：00、休日：土日祝、12/29～1/3

東日本 0120-763-420・西日本 0120-625-109



相談
無料



ご相談方法は……



ご相談方法①



ポータルサイト
相談専用ページから

役立つサポート情報も！

ご相談方法②



フリーダイヤル
東日本 0120-763-420
西日本 0120-625-109

※ご利用時間：9～17時（12～13時は休憩）
休日：土日祝、12/29～1/3

もっと詳しく相談したい！

オンライン
相談

オンラインによる
ご相談

詳しいご相談を職場から
お気軽に！



コンサルタントの
訪問

労務管理・物流改善の
専門家がお伺いします！

トラック運転者の長時間労働の改善に向けた情報は下記専用ポータルサイトへ トラック運転者の**長時間労働改善**に向けたポータルサイト

ポータルサイトでは、こんな
情報を掲載しています

「仕事を知ってみよう 簡単自己診断」

問題点・解決施策・メリットを確認できる荷主の皆さまと
トラック運送事業者の皆さまに向けた自己診断ツール

「サクッと解決 よろず相談」

トラック運転者の労働時間改善に向けた FAQ 集

「情報いろいろ宝箱」

トラック運転者の長時間労働を是正するための動画教材や、
取組事例、改善ハンドブック、ガイドラインなど様々なツール集

「統計からみるトラック運転者の仕事」「動画・
写真で見るトラック運転者の仕事」「トラ
ック運転者の生の声」

さまざまな角度から、トラック運転者の仕事について、取り
まとめた資料集

トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト
<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>

トラックポータル



しごとにより、 いのち。

新しい時代の新しい働き方、みんなで一緒に考えてみませんか。

STOP!
過労死

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

◎労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

労働条件等に関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間 平日8:30~17:15)



●労働条件相談ほっとライン(電話相談)

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。
日本語の他、13言語に対応しています。(2022/4/1現在)
"Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.

0120-811-610

平日/17:00~22:00 土・日・祝日/9:00~21:00 (12/29~1/3を除く)

●確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労働管理に関するQ&Aを、労働者や
そのご家族向け、事業主や人事労務担当者向け
にその内容を分けて掲載しています。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



ハラスメントに関するご相談は・・・

●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントについての相談はこちら。

[http://www.mhlw.go.jp/general/seido/
chihou/kaiketu/soudan.html](http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html)



●都道府県労働局雇用環境・均等部(室)一覧

セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。

[https://www.mhlw.go.jp/content/
000177581.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf)



●ハラスメント悩み相談室

土曜・日曜の相談やメール・SNSでの
相談にも無料で応じています。

<https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/>



●あかるい職場応援団(ポータルサイト)

ハラスメント対策に役立つ情報の
提供を行っています。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は・・・

●こころの耳電話相談

メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に
関することについて無料で相談に応じています。

0120-565-455

月・火/17:00~22:00 土・日/10:00~16:00 (祝日及び年末年始を除く)

メール相談 24時間受付

SNS相談 月・火 17:00~22:00/土・日 10:00~16:00
(祝日及び年末年始を除く)



●こころの耳(ポータルサイト)

こころの不調や不安に悩む働く方や職場のメ
ンタルヘルス対策に取り組む事業者の方などの
支援や、役立つ情報の提供を行っています。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



◎過労死の防止のための活動を行う民間団体の相談窓口

過労死等防止対策推進全国センター

<http://karoshi-boushi.net/>



過労死弁護団全国連絡会議

(過労死110番全国ネットワーク)

<http://karoshi.jp/>

全国過労死を考える家族の会

<http://karoshi-kazoku.net/>



参加
無料

過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

お問い合わせ先

専用フリーダイヤル
(月~金 9:00~17:30)

0570-070-072



STOP!
過労死

リサイクル適性

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

[トップ](#) > 基本情報

こちらは都道府県労働局・労働基準監督署が主催する説明会等への参加お申し込みの受付を行うサイトです。都道府県名をクリックすると、各労働局、各労働基準監督署の説明会等の一覧が表示されます。参加ご希望の説明会等を選択し、表示されるメニューから参加をお申し込みください。

説明会を開催する労働局を選択

The image shows a map of Japan where each prefecture is represented by a colored block. The blocks are color-coded by region: Hokkaido (green), Tohoku (blue), Kanto (orange), Chubu (yellow), Kinki (light green), Sanyo (pink), and Kyushu (purple). A dropdown menu on the right lists the regions with blue arrows indicating selection options.

北海道
東北
北関東
南関東
北陸
東海
関西
中国
四国
九州・沖縄

北海道

青森
岩手
宮城
秋田
山形
福島

新潟
富山
石川
福井

滋賀
京都
大阪
兵庫
奈良
和歌山

鳥取
島根
岡山
広島
山口

福岡
大分
佐賀
長崎
熊本

宮崎
鹿児島

徳島
香川
愛媛
高知

岐阜
静岡
愛知
三重

千葉
東京
神奈川
山梨

茨城
栃木
群馬
埼玉
長野

沖縄

URL <https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/>

第 15 回愛知県トラック輸送における取引環境

・ 労働時間改善地方協議会の論点について（書面協議）

● 議題（１）令和４年度以降の活動（案）について

- ・ 前回第 14 回協議会（R4.3.1 開催）にて令和４年度活動（案）を提示しましたが、活動内容を一部追加修正するとともに、取り組み全体を令和６年度の時間外労働の上限規制適用に向けての中長期的な対応方針といたしました。
- ・ 令和４年度以降の活動（案）について、資料１のとおり進めたいと考えておりますので、内容につきましてご意見等をお願いいたします。

また、資料内の「具体的な取り組み」の進め方として、補足資料を添付しましたので、あわせてご確認等をお願いいたします。

ご意見等お伺いしたいこと

1. 各種制度の先行取り組み事業者の情報収集及び展開
 - ・ 補足資料の各種制度の情報収集について、①収集方法、②収集情報についてご意見、ご提案があればお伺いしたい。
2. 物流の重要性等の啓発活動
 - ・ 補足資料の取り組み状況について、取り組みの方向性についてご意見、ご提案があればお伺いしたい。

その他事項

- ・ 各委員において、当協議会に関連する取り組み等がありましたら、情報提供願います。
（例）物流の重要性等の啓発取組、各省庁における事業等